

公告

佐賀県医療センター好生館における売店等の運営事業者の選定手続きを次のとおり実施します。

平成30年7月2日

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館
理事長 桐野 高明

1. 事業概要

(1) 事業名

佐賀県医療センター好生館における売店等の運営事業

(2) 運営内容

運営者は、当法人理事長が指定する建物の一部を有償で借受け、当法人と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等のため売店等の運営全般を実施する。

(3) 運営（貸付）期間

売店等の運営期間は、平成30年10月1日から平成35年9月30日までの5年間とします。なお、本件運営事業にかかる貸付契約は、契約期間の満了をもって契約は終了するものとし、原則として以後の自動更新はないものとする。

2. 運営事業候補者の資格要件

(1) 本選定手続きに参加する運営事業候補者に要求される資格要件

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館会計規定（以下「会計規定」という。）および地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館契約事務取扱規則（以下「契約事務取扱規則」という。）の規定によるほか、次に掲げる条件をすべて満たしていること。なお資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

ア) 法人等（個人経営も含む）を設立後3年以上経過しており、売店、食堂およびカフェ運営のいずれかについて、良好な運営実績を2年以上有していること。

イ) 法人等の財政状況、損益状況および資金状況に問題がないこと。

ウ) 不正および不誠実な行為が過去にないこと。

エ) 自己又は自社の役員等が次のいずれかに該当する者でないことおよび次に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に規

定する暴力団員をいう。以下同じ。)

- ③暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- ④自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって暴力団または暴力団員を利用している者。
- ⑤暴力団または暴力団員に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど、直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者。
- ⑥暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- ⑦暴力団または暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者。

3. 実施要領等の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間

平成30年7月2日(月曜日)から平成30年7月10日(火曜日)までの間(土日、祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所

佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原400番地

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 財務課 契約係

なお、好生館ホームページ(<http://www.koseikan.jp>)においても、上記期間中掲載する。

4. 説明会

実施しない。

5. 参加表明書等の受付期間、受付場所及び提出方法

(1) 受付期間

平成30年7月2日(月曜日)から平成30年7月10日(火曜日)の間の午前9時から午後5時までの間(土日、祝日を除く。)

(2) 受付場所

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 財務課 契約係

(3) 提出方法

企画競争への参加を希望する者は、実施要領に基づき参加表明書を作成し、持参又は郵送すること。(郵送の場合は書留とし、提出期限内に必着のこと。)

(4) 提出書類

ア) 参加表明書【様式1】

イ) 会社概要書【様式2】および添付資料

ウ) 各部門別運営状況【様式3】

6. 質問の受付及び回答

(1) 受付期間

平成30年7月2日（月曜日）から平成30年7月10日（火曜日）の間の午前9時から午後5時までの間（土日、祝日を除く。）とし、以降は受け付けない。

(2) 受付場所

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 財務課 契約係

(3) 提出方法

指定の様式により文書で提出すること。なお、電話での問合せには応じない。

(4) 回答方法

平成30年7月17日（火曜日）を目処に好生館ホームページ上で回答する。

7. 提案書および見積書の受付期限および提出方法

(1) 受付期限

平成30年7月20日（金曜日）午後4時まで

(2) 受付場所

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 財務課 契約係

(3) 提出方法

持参又は郵送すること。（郵送の場合は書留とし、提出期限内に必着のこと。）

(4) 提出書類

ア) 提案書

イ) 見積書

ウ) 添付書類

8. その他

(1) 詳細は実施要領による。

(2) 参加表明書を提出しない者は、提案書等を提出することができない。

(3) 運営事業者選定にあたっては、館内に運営事業者選定委員会を設置し、書面審査およびプレゼンテーション審査を実施する。

なお、プレゼンテーション審査の日程等の詳細については、別途通知する。

(4) 参加表明書等提出資料について追加資料を求める場合がある。

(5) 契約書作成の要否・・・要

(6) 病院運営の都合上、店舗運営場所の移動を要請する場合がある。

9. 問合せ

〒840-8571 佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原400番地
地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館 財務課 契約係

TEL : 0 9 5 2 - 2 8 - 1 1 5 3

FAX : 0 9 5 2 - 2 9 - 9 3 9 0